

No.15 2002年8月発行

淀川水系 流域委員会 琵琶湖部会ニュース

<http://www.yodriver.org>

CONTENTS

第15回琵琶湖部会の内容……………P.1

これまで開催された委員会および部会等について……………P.14

当日資料の閲覧・入手方法……………P.15

平成14年6月17日(月) 第15回琵琶湖部会が開かれました。



【大津プリンスホテルにて】

第15回琵琶湖部会 委員リスト

2002.6.17現在
(五十音順、敬称略)

| | 氏名 | 対象分野 | 所属等 | 備考(兼任) |
|----|------------------|-----------------------------|-------------------------------|--------|
| 1 | 井上 良夫 | 地域の特性に詳しい委員(水辺の遊び) | BSCウォータースポーツセンター校長 | - |
| 2 | 江頭 進治 (部会長代理) | 河道変動 | 立命館大学理工学部 教授 | 委員会 |
| 3 | 嘉田 由紀子 | 地域・まちづくり(環境社会学、文化人類学、住民参加論) | 京都精華大学 教授 滋賀県立琵琶湖博物館 研究顧問 | 委員会 |
| 4 | 川那部 浩哉 (部会長) | 生態系 | 京都大学 名誉教授 滋賀県立琵琶湖博物館 館長 | 委員会 |
| 5 | 川端 善一郎 | 生態系 | 京都大学生態学研究センター 教授 | - |
| 6 | 倉田 亨 | 農林漁業 | 近畿大学 名誉教授 | 委員会 |
| 7 | 小林 圭介 | 植物(植物社会学) | 滋賀県立大学 名誉教授、 永源寺町教育委員会 教育長 | - |
| 8 | 宗宮 功 | 水質(水質工学) | 京都大学 名誉教授、 龍谷大学 教授 | 委員会 |
| 9 | 寺川 庄蔵 | 地域の特性に詳しい委員(自然・環境問題全般) | びわ湖自然環境ネットワーク 代表 | 委員会 |
| 10 | 中村 正久 | 水環境(環境政策、環境システム工学) | 滋賀県琵琶湖研究所 所長 | 委員会 |
| 11 | 西野 麻知子 | 動物(陸水動物学) | 滋賀県琵琶湖研究所 総括研究員 | - |
| 12 | 仁連 孝昭 | 経済 | 滋賀県立大学環境科学部 教授 | - |
| 13 | 藤井 絢子 | 地域の特性に詳しい委員 | 滋賀県環境生活協同組合 理事長 | - |
| 14 | 松岡 正富 | 地域の特性に詳しい委員 | 滋賀県漁業青年部 理事、 朝日漁業協同組合 代表監事 | - |
| 15 | 水山 高久 | 治山・砂防 | 京都大学大学院農学研究科 教授 | 委員会 |
| 16 | 三田村 緒佐武 | 環境教育(水環境教育、生物地球化学) | 滋賀県立大学環境科学部 教授 | 委員会 |
| 17 | 村上 悟 | 地域の特性に詳しい委員(鳥類生態、ラムサール条約) | 琵琶湖ラムサール研究会 代表 | - |

注:対象分野欄の()は委員の専門を示しています。

第15回琵琶湖部会の内容

11名の委員が出席して、審議が行われました。琵琶湖部会の中間とりまとめ内容に関して委員と河川管理者の意見交換が行われたほか、住民意見聴取の試みなど今後の活動内容についても議論が行われました。

| 第15回琵琶湖部会(2002.6.17開催)結果報告 | 2002.6.18 庶務発信 |
|--|----------------|
| 開催日時:2002年6月17日(月)13:30~17:00 場 所:大津プリンスホテル コンベンションホール淡海6 | |
| <p>1 決定事項</p> <p>今後の部会の進め方について</p> <ul style="list-style-type: none"> 各委員は、河川管理者からの質問に対する回答案への追加があれば、6月24日(月)までに庶務に提出する(意見交換が行われた質問番号は、下記2-参照)。 河川管理者は、委員からの追加の回答案を踏まえ、6月28日(金)までに追加質問を庶務に提出する。 部会の中間とりまとめについて、河川管理者の質問以外にも委員による議論が必要と考える事項がある場合には、6月28日(金)までに庶務に提出する。 <p>意見聴取の方法、ワーキンググループ(WG)について</p> <ul style="list-style-type: none"> 各委員は、6月28日(金)までに、住民意見聴取の試みに関するアイデア、および琵琶湖部会のWG設置の是非やWGのテーマ案などを庶務に提出する。 <p>2 審議の概要</p> <p>第12回委員会(2002.6.6開催)の報告</p> <p>資料1-1「第12回委員会結果報告」を用いて、委員会で行われた河川管理者との意見交換の概略、ワーキンググループの設立状況等について報告が行われた。</p> <p>琵琶湖部会中間とりまとめ(020514)に関する意見交換</p> <p>資料2-1「琵琶湖部会中間とりまとめに対する河川管理者からの質問(020524)」をもとに、前提に関するもの等論点別に意見交換が行われた。</p> <p><意見交換が行われた質問の番号></p> <p>1、2、3、4、5、7、8、9、10、11、14、(26)、27、29、33、35、36、38、39、50、71</p> <p>()は、意見交換継続中</p> <p>傍聴者からの意見</p> <p>一般傍聴者1名より、「現地視察においても、もっと一般の人が参加しやすいような仕組みを作ってほしい」旨の発言があった。</p> <p>今後の活動内容について</p> <p>意見聴取の取り組み、WG設立等に関して上記「1.決定事項」のとおり決定された。</p> | |

このお知らせは委員の皆様に必要な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。発言の詳細については「議事録」を参照下さい。

琵琶湖部会中間とりまとめに関する委員と河川管理者の意見交換より

第15回琵琶湖部会では、資料2-1「琵琶湖部会中間とりまとめに対する河川管理者からの質問(020524)」をもとに、委員と河川管理者による意見交換が行われました。

以下に、当日に議論された主な内容を掲載いたします。

琵琶湖部会中間とりまとめ(020514)に関する委員と河川管理者との意見交換の概要

原文と質問

(2)歴史的に作られてきた「自然文化複合体」としての琵琶湖とそれをめぐる数多くの川を総体として捉え、生態系的アプローチなどによる総合的方法によって、弾力的・順応的に整備・管理するものであること。

質問 文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。

- ・「自然文化複合体」とはどのようなことを意味するのでしょうか？教えてください。
- ・「生態系的アプローチなどによる総合的方法」とは具体的にどのようなことをイメージされているのでしょうか？教えてください。

部会長 まず「自然文化複合体」に関してです。川や湖、特に琵琶湖のように長い歴史を有する湖は、生命、自然、文化がバラバラではなく複合しあいながらできあがってきたものです。ですから、この歴史を充分に考慮したうえで、河川整備等を計画しなければならないということです。

それから「生態系的アプローチなどによる総合的方法」については、例えば空気中の酸素量というのは、生物の営々たる営みの結果としてできあがったものです。生命が作りあげてきた自然を物理的な面だけで分析するのではなく、総合的にアプローチしなければならない、つまり、還元的方法と同時に全体的なアプローチも必要だということです。

委員 自然文化複合体には3つのレベルがあると思います。1つはもの、つまり、物理・科学のレベル、2つは社会組織のレベル、3つは精神文化のレベルです。わかりやすい例で言えば、琵琶湖にはニゴロブナというフナがいます。このフナが成長するため

の栄養分や沖合の環境が必要です。それから、このフナを鮒鮓に加工する技術は地域社会の中にあります。また、鮒鮓というのは、守山の下新川神社のすし切り祭り等の祭事で使われます。もちろん、琵琶湖そのものが自然文化複合体なのですが、あまりに抽象的すぎますので、何気なく食べている鮒鮓で具体的に説明するようになります。



原文と質問

(3)平常時においても緊急時においても、したたかに対処できるような川や湖とのかかわりを、住民自身が復活・創出できるものであること。

確認 文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。

- ・「平常時において、したたかに対処」は、具体的にどのような事象を指されているのでしょうか？具体例があれば、イメージが持てますので教えてください。
- ・「緊急時にしたたかに対処」は「河川管理者」が考え方を説明した、「人命は失われぬ、家屋等は破壊されない、ライフライン支障による混乱は生じない」と同じ考えだと理解してよろしいですか？

部会長 「平常時において、したたかに対処」という文言については、文章上、問題点があるという指摘は委員の皆さまからも頂いていました。しかし、緊急時にしたたかに対処するためには、平常時にどのようなあり方であればよいか、平常時から少しずつでも何か考えられないかといったことを言いたかったのです。

委員 私は資料2-2補足であえて、平常時のしたたかさが必要であると書きました。平常時における川との関わりは、「河川を暮らしの中で意味ある場に転換していく主体的な働きかけ」だろうと思います。これが災害時等にしたたかに対処するための条件だと思います。

委員 賛成です。平常時における川や湖とのしたたかな付き合いがあってはじめて、災害時にどこへ避難すればよいか、どこが危険なのかといったことがわかると思います。日常的に川との付き合いを密にしておけば、緊急時にもしたたかに対処できます。「川と人との関わり」というと、何か大きな感じがしますが、川で釣りをする、泳ぐ、集まって話をするといった日常的な関わりがあることが最も重要ではないかと思います。



原文と質問

そのことによって住民が、「人は自然の中で生かされている存在である」との考えのもとで、(4)新しい暮らしやそれに関する意識(ライフスタイル)を生み出すのを助け、また、川や湖等に関する文化・地場産業・伝統を継承・育成できるものであること。

確認 文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。

- ・「新しい暮らしやそれに関する意識(ライフスタイル)を生み出すのを助ける」整備計画とは、どのようなイメージなのか教えてください。
- ・例えば、下記のようなことですか？
「河川に求めてもできない、できません」という意思表示をして、そこから意識を変える。
ソフト対策：教育、啓発活動等

委員 質問(11)(P.6参照)にも関連しているのですが、河川管理というT(テクノロジー)だけでは全てを解決できません。ライフスタイルというA(豊かさ)、どれだけ人が住むかというP(人口)にも関わってきますから。

委員 ソフト対策ということ言えば、川の現況が住民に伝わっていないことが問題です。普通の生活の中で、川の情報が簡単に手に入るようなルートをつくるのが大事です。例えば、天気予報の中で節水指数を流すといったことをすれば良いのではないかと考えています。

原文と質問

(5)洪水の自然調節など、淀川の流量の平滑化と流量調節に寄与

確認 文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。

- ・洪水の自然調節とは、具体的にどのようなことをイメージされていますか？
- ・現在、瀬田川洗堰の操作により、下流への洪水に対して流量を調節しています。
自然調節ではないと認識しています。

部会長 人為的な操作が行われていることは事実ですし、自然調節ではないということはそのとおりです。また、それを否定するわけでもありません。た

だ、瀬田川洗堰建設以前にも地形的特性として非常に大きな流量調節機能を有していたことは事実です。そういうことだと思います。

原文と質問

(7)物質循環や安定性を含む、琵琶湖とそれに注ぐ川が一体化した、(8)多様で強力な生態系機能の存在

質問 文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。

- ・「物質循環」とは、水循環以外にどのようなことを指されているのでしょうか？教えてください
物質循環とは具体的に「窒素やリン」と理解をしています。
違うようであれば、具体的に教えてください。

部会長 ある委員は資料2-2にてこのように回答されています。「生態系には構造的側面と機能的側面が存在する。生態系は、構造的には生物群集と太陽エネルギー、水、空気、土壌などの無機的環境とが相互に作用しあっているまとまりとしてみることができる。また、生物群集は何千、何百種類の生物が食物連鎖を中心とした、さまざまな複雑な関係で結ばれている。一方、生態系の機能は、物質の生産、消費、分解、分解産物の再利用という過程を平衡状態あるいはそれに近い状態に保つシステムが存在し、多様な生物が各過程を担っている。そして、水、炭素、窒素、リン、酸素、無機塩類などの物質の循環とエネルギーの流れとが、一つの系として存在している。

したがって、生態系における『物質循環』とは、窒素とリンに物質に限られるものではなく、植物体や動物体などの有機物から土壌中や大気中に存在する無機物にいたるまで、多種多様な物質が包含される。また、『多様で強力な生態系機能の存在』とは、多様な生物によって、物質の生産、消費、分解、分解産物の再利用という過程が平衡状態あるいはそれに近い状態に保つ強力なシステムが存在する、ということである。」

委員 中間とりまとめの文脈の中では、この委員の回答で良いと思いますが、特に生物を構成している元素の循環だろうと思います。私達はこれを「生元素循環」と言います。

委員 それに加えて、人間と川や湖とのやりとりと

いう解釈も可能だと思います。つまり、物質循環を化学に限定するのではなく、人間の生活活動まで含めればどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

委員 ええ、そうですね。農業生産やそこでもちいられる肥料や農薬といったものまで含めて考えた方がいいと思います。

部会長 それから「多様で強力な生態系機能の存在」についてですが、生態系が強力であるということは、物質循環が早いということだけではなく、その「安定性」を支える機能が他に比べて強力であるという意味です。「安定性」とは、ダメージに対する復元力が高いという意味と、外圧に対する抵抗力が高いという意味があります。

河川管理者 現在においても、琵琶湖と琵琶湖に注ぐ川には多様で強力な生態系機能が存在しているのでしょうか？ それとも、それは過去の話なのでしょうか？

部会長 近い過去において、その機能が非常に高かったことは事実です。現在はどうかと問われれば、過去の状態に比べれば落ちているのではないかと心配していますし、健全な生態系であるとは思っていません。しかし、元に戻すことは可能だと思います。

委員 部会長の意見に同意します。琵琶湖の固有種は50種程度います。確かにその捕獲の頻度は下がってきていますが、現存していますから。結論としては、現在も「多様で強力な生態系機能」は存在しているということです。

原文と質問

環境面における問題点は、(11)そのほとんどが、過去における環境を無視した治水、利水・利用、さらにはそれにまつわる制度の結果として生じたものである。

確認 文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。

- ・環境面における問題点は、「治水・利水・利用」だけが問題なのでしょうか？
これまでの「治水・利水・利用」にあたって、不備があった結果、環境面における問題が発生した事は事実であると認識しています。
河川内での対策だけに頼って、流域内での対策が講じられなかった事も大きな要因となつて、問題を発生させていることも事実であると考えます。
例えば、水質については、河道内の自浄能力の低下は否定しないが、流入する水質が人口の増加などにより、悪化しているのも事実だと考えます。

委員 確かに中間とりまとめでは、「環境問題の原因は河川管理の制度、手法にある」という誤解を招く書かれ方をしています。環境へのインパクトは、P(人口)、A(豊かさ)、T(テクノロジー)の3つの要素で決まります。このうちTである河川管理だけを改善しても、Pが膨れ上がれば環境は悪化していきますから、河川管理者の認識が正しいと思います。

部会長 もちろん、や が事実だったとしても、それを止めるような手段を河川整備計画に徹底して盛り込む必要はあります。



原文と質問

琵琶湖においても、(14)南郷洗堰の改修に伴って新たな操作規則が制定され、長期的に湖水位の低下傾向が続くなかで、洪水に対する警戒心が次第に薄れ、湖岸近くまで土地利用が進んでいる。
このような状況は、(15)環境面・親水面で、川と街・堤内地、湖と陸との連続性を遮断している。

確認 文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。

- ・洗堰について
明治38年に作られた洗堰の名称は「南郷洗堰」です。
現在機能している洗堰の名称は「瀬田川洗堰」です。

- ・長期的な湖水位の低下について
明治以前から、琵琶湖周辺に住む人々は、浸水の被害に苦しめられたため、瀬田川の川浚えを行おうとしましたが、十分ではありませんでした。
明治以降から、具体的には下記の事業を行うことにより、瀬田川の河道容量は毎秒50m³から700m³に増え、水位は低下しました。
淀川改良工事 淀川河水統制第1期事業 淀川水系改修基本計画事業
琵琶湖総合開発事業 (第1回琵琶湖部会資料を参照)
ここで、「長期的に湖水位の低下傾向が続いている」と認識されているのは、以降、現在までという理解でよろしいか？教えてください。
- ・土地利用について
「湖岸近くまで土地利用が進んだ」とは、どのように土地利用が進んだ事を指摘されていますか？時代も併せて教えてください。例えば、
戦後(食糧増産の時代)に、湖面を埋立した。
琵琶湖開発事業による湖岸堤が出来たことにより、湖岸堤の近くまで土地利用が進んだ。
その他

委員 「洪水に対する警戒心が次第に薄れ」という背景には、かつて琵琶湖で洪水が起きたということが地域社会で伝承されなくなったこともあると思います。ですから、河川管理者の指摘の通り、確かに「長期的に湖水位の低下傾向が続く」ということだ

けが原因ではないと思います。また、湖岸まで土地利用が進んだことも理由の1つでしょう。これは行政だけの責任ではないと思います。地域社会全体の洪水に対する警戒心が弱まってきているのです。

原文と質問

現在は、ここ数十年の治水や水資源開発、河川管理の理念を、根本的に転換すべき時期に来ている。
(26)川や湖の本来の姿を思い起こし、従来の経済効率と利便性を中心におく考えかたを止め、川や湖とのつきあいかたを転換して行くべきである。

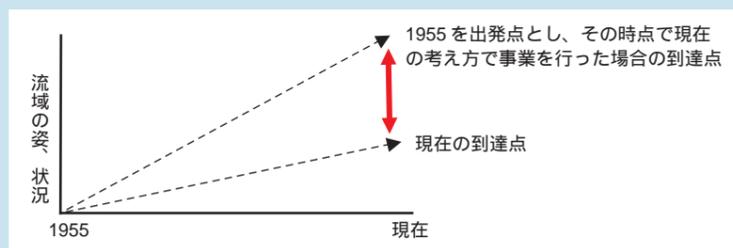
確認 文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。

- ・「川や湖の本来の姿」というものに対して共通の認識が必要ではないでしょうか？
- ・「河川管理者」同士で議論しましたが、色々なイメージがありました。
- ・「川や湖の本来の姿」について、部会委員の間で共通認識されているものを情報提供していただければ大変ありがたいです。

(36)したがって、琵琶湖とその周辺の水系の今後の理想的な姿を考えるにあたっては、少なくとも開発計画の出発時点か、あるいはその前の高度成長期直前にあたる1955年を、基準点とすることが重要である。

確認 文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。

- ・「基準点とする」とは、具体的にどのようなことをイメージされているのでしょうか？教えてください。下図に示した差を解消させるための施策を見いだして整備計画に位置づけると理解すればいいですか？



2-2(5)では

- ・「大量生産」「大量消費」「大量廃棄」を中心とする社会構造・生活様式を変更すること。
- ・川や湖、水そのものへの意識を回復し、暮らしやそれに関する意識を変化させること。
- ・土地利用の変化を含めた、産業・宅地・人口などの社会的な環境変化に伴って流入負荷量を大幅に低減させることと指摘されています。

「少なくとも開発計画の出発時点か、あるいはその前の高度成長期直前にあたる1955年を、基準点とすることが重要である。」を考えた場合、「社会構造・生活様式・暮らし・土地利用・産業・宅地・人口等」について、社会全体の合意を得て、「1955年そのものに復元していく」と理解すればよろしいでしょうか？

上記以外をイメージされていたら、その情報を教えてください。

委員 「琵琶湖とその周辺の水系の今後の理想的な姿」と書いているのですが、ここでいう姿とは水質や水量といったことだけではなく、定量的な図では表せない人と水との関わりの部分が入ってきていると思います。例えば、川的美観、川の近くに住む人が川のことをどれだけ知っているかといったことがこの表の評価軸に入ってくると思います。

委員 資料2-2に詳しく書いたのですがそちらを参照していただきたいと思いますが、一言で言えば、「川や湖の本来の姿」とは、生態循環のシステムを維持しうる川だと思います。

委員 「本来の姿」についての私の解釈は、例えば河川でしたら、その場にふさわしい川というのが本来の姿だろうと思います。アマゾン川はアマゾン川の形態が本来の姿でしょうし、日本の久磨川等の急流河川はそれが本来の姿だろうと思います。それをすべて同じような管理をして、同じような川にしていくという考え方に問題があったということだと思います。

委員 1955年を基準にするという書き方をしたので、ある特定の年になってしまったのだと思います。これはどちらかというと高度経済成長前の昭和30年代という年代論だと思います。昭和30年

代というのは、琵琶湖周辺に80万人が住んでいました。弥生時代に農耕をはじめてからその後、昭和30年代まで湖水も浄化せずにそのまま飲んで、漁獲高もこの時代にピークをむかえました。つまり、暮らしや環境が複合的にうまく成り立っていた最後の時代です。ですから、この年代を1つの共通目標にすべきだと思います。

部会長 ここでは「本来の姿にせよ」と言っているわけではないのです。原文にある「川や湖の本来の姿を思い起こし」という意味では、人間が関与していない全くの自然の姿と、急激に環境が変化しはじめた1950年代の河川の姿が基準になるのではないかと思います。ここから物事を考え直さなければならないと思います。

河川管理者 目標にするということであれば、水質や水量、或いは琵琶湖の形状等の目標が具体的に出てくるのですが、1955年を基準にしてこれから物事を考えるということになると、私たちにはよくわからないのです。

委員 水質や人口や土地利用をどうするかという定量的なことではなく、1950年代以前の長い歴史

の中で形成されてきた人と琵琶湖との付き合い方から学ぶべきだと思います。取り戻すべき人と琵琶湖との関係を考えてうえで、今後のことを考えるべきです。ですから、1955年の時点に戻すということではないと私は思っています。

委員 資料2-2に図を書きましたが、いずれにせよ、1950年代の状態に戻すということではないと思います。

我々は土地利用、水利用、産業活動の3つの軸を拡大させることで我々が享受する便益を高めてきました。もちろんそれと同時に環境汚染も拡大していきました。この環境汚染を昭和30年代に戻すためには、土地利用、水利用、産業活動を縮小しなければなりません。しかし、そういうことではないと思います。この3つの軸で考えるのではなく、新しい軸に変えていかなければならないと思います。例えば、農業の方法を変える、森林の水涵養機能を強化する、生態系に配慮した新しい水コントロール、環境に対する負荷の低いライフスタイルといった新しい軸で今後のことを考えていく必要があります。

原文と質問

まず、生活の利便性や効率のために、(27)「制御し拘束する人工的空間」であるかのように考えてきた川や湖を、川や湖の持つ自然の変化(水位・水量・形等のリズム・動き・変動)を尊重し、水系・生きもの・人の共存・共生する総体、すなわち生態系として活かす考えかたへ転換する。

確認 文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。

- ・ご存じのように琵琶湖の水位が上昇すると(流入量が流出量を超える=自然の変化)、琵琶湖の沿岸では浸水(自然の変化)する地域があります。
- ・この事については、「自然の変化を尊重している」と思っていますが、部会における情報があれば、教えてください。

部会長 確かに自然の変化に伴って浸水する地域がありますし、それは自然の変化を尊重したものだと思います。しかし、やはり河川を制御し拘束してきたと思います。河川審議会もそう言っていますし、

河川管理者の考え方の中心は洪水を川や湖で封じ込めるということで、だからこそ湖岸等をつくりあげてきたのだと思います。

原文と質問

なお、琵琶湖には古くから、人と川・琵琶湖とが密接に結びついた、(29)『在地文化』とも言うべき地域社会の暮らしのありようがあり、これは21世紀の川と人とのかかわりを見つめ直す一つの基準になりうると考える。

確認 文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。

- ・「基準」とは、具体的にどういう事ですか？ 教えてください。
- ・『在地文化』とも言うべき地域社会の暮らしのありよう』を目標とする、という理解でよろしいですか？

また、上下流や兩岸の地域社会が関係を持ち直し、あるいは水とつながりを持つ(50)『かばた(川端)文化のような暮らしが復活することを目指すべきである。

質問 文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。

- ・「かばた(川端)文化のような暮らし」とは、どのようなものでしょうか？
- ・例えばどのような事を行えば、復活するのでしょうか？イメージをお持ちでしたら情報を提供してください。

委員 「基準」をどうとらえるかということですが、ここで重要なのは「関係性」なのです。例えば、かばた(川端)とは、集落内部の水路や小川で洗い物ができたり、子供たちが遊べる石段のある洗い場のことなのですが、行政がこのかばた文化を復活させようとする、あちこちにかばたという「もの」をつくってしまうのです。そうではないのです。かばたとは、人の暮らしと水が近い関係にあるということの象徴なのです。かばたという「もの」を基準にして復活するのではなく、かばたが象徴している人と水との「関係性」の復活を目標にするということなのです。

具体的にどのようなことを行えばよいかについては、資料2-2補足にいくつか挙げていますが、これらもすべて「関係性」に関わることであって、たんに箱ものをつくれればよいというわけではないのです。

委員 「基準」というのは、こうあるべきだという明確な数値目標ではなく、「こういう水の付き合い方も大切にしたい」という1つの例として考えればよいのではないかと思います。つまりこの文は中間とりまとめの序文に加えてもよいような、全体の思想的背景の1つだと考えています。

原文と質問

琵琶湖は、地球上においてかけがえのない古代湖であり、その周辺を含めて世界的な「自然文化遺産」である。また、琵琶湖には数十万年にわたる自然の季節的変化の歴史が刷り込まれ、その季節的变化に基づいて生きものや人の文化は自らの(35)『予定表』を作ってきたことを十分に考慮しなければならない。

質問 文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。

- ・「予定表」とは、具体的にどのような事象のことを、イメージされているのでしょうか？教えてください

部会長 委員からご意見を頂いておりますので読みます。「ほとんどの動物(魚類、両生類、無脊椎動物)は、1年のある時期に繁殖期をもつ。その時期は、餌が豊富で、十分なすみ場や隠れ場所があり、そのことを前提として、生物の生活史は成り立っている。例えば、多くのコイ科魚類の産卵期は春～夏にかけてであり、産卵場となるヨシなどの抽水植物帯が十分に発達して、この時期のヨシ帯には餌となるプランクトンが非常に多い。また雨が降って、湖の水位が上昇し、増水した湖周辺の川や水路、内湖から濁った水が流入すると、それが引き金となって産卵行動やそれに伴う川や水路、内湖への移動が始まる。そのような生活史が、何千年と続いてきたわけであるから、現在の

ように、梅雨期に雨が降っても水位が上昇せず、産卵場となるヨシ帯の面積が少なく、その上、湖岸堤等で川、水路、内湖等への移動が妨げられるということは、彼らの『予定表』にはない。」というご意見を頂いています。この委員のご意見で正しいと思います。



原文と質問

(39)前項の結果に基づき、治水・利水に加えて、川や湖の形状・水量・水質・水温・土砂量や、棲息環境や移動経路など生態系への影響のない、あるいは少ない管理のありかたを検討しなければならない。

確認 文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。

- ・ において、「水位操作」が「川の形状」、「水質・水温」、「土砂量」に影響あると指摘されていますが、具体的にどのような事象のことを指しておられるのか？情報提供をお願いします。

部会長 部会長代理のご意見を紹介しますと「水位操作によって土壌の浸食や堆積が起こることは確かであるし、川の形状が変わること、水温分布も変化することも事実である。ただし、中間とりまとめの文章には検討の余地がある」とのことです。

委員 資料2-2に意見を提出していますので、ご覧頂ければわかると思っています。

委員 水質について言えば、琵琶湖の富栄養化関連物質の値は、夏場には深いところで高く、浅いところで低いです。冬場には水が循環するので全層で同じ濃度になります。従って、瀬田川からは表層の水が流れていきますから、冬場に水を流した方が、琵琶湖の水質はよくなります。水質の面から言うと雪解けの時期にできるだけ水を流した方が、琵琶湖の水質は回復すると思います。

原文と質問

また、化学物質をめぐる(71)リスクコミュニケーションは、河川管理の社会的合意形成の仕組み作りをめぐる新たなかつ重要な課題である。

確認 文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。

- ・「リスク：人間の生命や経済活動にとって望ましくない事態が発生する可能性」を「コミュニケーション：正確な情報を行政、事業者、国民、NPO等すべての者が共有しつつ、相互に意志疎通を図る」事は必要だと認識しています。
- ・この事について、どの様に河川管理に反映すべきか。具体的なイメージをお持ちであれば示していただきたい。

委員 様々な化学物質が琵琶湖の周辺で使われていますが、そのリスクの分析は充分にはなされていません。河川においても、環境ホルモンといった化学物質が生態系に思わぬ影響を与えることがあるわけですから、リスクコミュニケーションが非常に重要な課題になってきています。その際には、妊婦や子供といった立場でコミュニケーションを考える必要があります。また、淀川水系流域では様々な自治体がそれぞれの責任の範囲内で化学物質に対して取り組みをしていますが、それが流域全体としてのシステムになっている部分が非常に少ない。これは大きな課題だと思います。

委員 滋賀県では、化学物質の土壌浸透や飲料水への混入といった事故の情報公開が非常に遅れていま

す。住民は何も知らされずにいます。確かに345種類の化学物質については情報公開されていますが、情報が公開されるだけでは住民にはまったく読み解けないのです。リスクコミュニケーションというのは、情報がわかるものとして住民の手に届かなければならないのです。ですから、予防原則に基づく情報公開だけでは不十分なのです。住民にもわかるような情報公開としてのリスクコミュニケーションを流域管理の仕組みの中に取り込めないかと期待しています。

委員 その際にはハザードマネジメントとリスクマネジメントをきっちりと区別して位置づけなければならないでしょうね。



説明資料一覧

配布資料

| 資料名 | | 資料請求 No |
|---------|--|---------|
| 議事次第 | | B15-A |
| 資料1-1 | 第12回委員会(2002.6.6開催)結果報告 | B15-B |
| 資料1-2 | 委員会中間とりまとめ(020509)に関する委員と河川管理者との意見交換 | B15-C |
| 資料2-1 | 琵琶湖部会中間とりまとめに対する河川管理者からの質問020524 | B15-D |
| 資料2-1補足 | 琵琶湖部会中間とりまとめに対する河川管理者からの質問(整理表) | B15-E |
| 資料2-2 | 河川管理者からの質問に対する各委員からの回答 | B15-F |
| 資料2-2補足 | 琵琶湖部会中間とりまとめに対する河川管理者からの質問(020524)への意見 | B15-G |
| 資料3 | 今後の活動内容について | B15-H |
| 参考資料1 | 第14回琵琶湖部会 現地視察(H14.6.4)結果概要(暫定版) | B15-I |
| 参考資料2 | 委員および一般からの意見 | B15-J |
| 参考資料3 | 一般からの中間とりまとめへのご意見 | B15-K |

注1：紙面の都合上、資料内容は省略しています。資料をご覧になりたい方はP.15の「当日資料の閲覧・入手方法」をご覧ください。

注2：「 」のついた資料は原本はカラーとなっていますが一般傍聴者には白黒コピーを配付した資料です。ホームページでは、カラーで閲覧頂けます。

これまで開催された委員会および部会等について

第15回琵琶湖部会(平成14年6月17日)までに、以下の会議が開催されています。

| | | | | | | |
|-----------------------|-----------|-------------------------|-----------|----------------------------------|------|------------------------|
| 委 員 会 | 第1回 | 平成13年2月1日(木) | 第6回 | 平成13年11月29日(木) | 第10回 | 平成14年4月26日(金) |
| | 第2回 | 平成13年4月12日(木) | 第7回 | 平成14年2月1日(金) | 第11回 | 平成14年5月15日(月) |
| | 第3回 | 平成13年6月18日(月) | 第8回 | 平成14年2月21日(木) | 第12回 | 平成14年6月6日(木) |
| | 第4回 | 平成13年7月24日(火) | 第9回 | 平成14年3月30日(土) (意見聴取の会含む) | | |
| | 第5回 | 平成13年9月21日(金) | | | | |
| 琵 琶 湖 部 会 | 第1回 | 平成13年5月11日(金) | 第7回 | 平成13年11月20日(火) (現地視察) | 第12回 | 平成14年4月7日(日) |
| | 第2回 | 平成13年6月8日(金) (現地視察) | 第8回 | 平成13年12月21日(金) 「意見聴取の試行のための会」 | 第13回 | 平成14年5月12日(日) |
| | 第3回 | 平成13年6月25日(月) (現地視察) | 第9回 | 平成14年1月24日(木) | 第14回 | 平成14年6月4日(火) (現地視察) |
| | 第4回 | 平成13年8月22日(水) | 第10回 | 平成14年2月19日(火) (意見聴取の会含む) | | |
| | 第5回 | 平成13年10月12日(金) | 第11回 | 平成14年3月13日(水) | | |
| | 第6回 | 平成13年11月1日(木) | | | | |
| 淀 川 部 会 | 第1回 | 平成13年5月9日(水) | 第6回 | 平成13年8月19日(日) (現地視察) | 第12回 | 平成14年2月5日(火) |
| | 第2回 | 平成13年6月2日(土) (現地視察) | 第7回 | 平成13年9月10日(月) | 第13回 | 平成14年3月14日(木) |
| | 第3回 | 平成13年7月6日(金) | 第8回 | 平成13年10月31日(水) | 第14回 | 平成14年4月5日(金) |
| | 第4回 | 平成13年8月9日(木) (現地視察) | 第9回 | 平成13年11月26日(月) | 第15回 | 平成14年5月27日(月) |
| | 第5回 | 平成13年8月11日(土) (現地視察) | 第10回 | 平成13年12月17日(月) | | |
| 猪 名 川 部 会 | 第1回 | 平成13年5月23日(水) | 第5回 | 平成13年10月9日(火) | 第9回 | 平成14年2月15日(金) |
| | 第2回 | 平成13年6月7日(木) (現地視察) | 第6回 | 平成13年12月18日(火) | 第10回 | 平成14年3月4日(月) |
| | 第3回 | 平成13年6月21日(木) (現地視察) | 第7回 | 平成14年1月18日(金) | 第11回 | 平成14年6月11日(火) |
| | 第4回 | 平成13年8月7日(火) | 第8回 | 平成14年1月27日(日) (意見聴取の会含む) | | |
| そ の 他 | 設立会 | 平成13年2月1日(木) | 第1回 合同勉強会 | 平成14年4月11日(木) | | |
| | 発足会 | 平成13年2月1日(木) | | | | |
| | 第1回 合同懇談会 | 平成13年2月1日(木) | | | | |

当日資料の閲覧・入手方法

以下の方法で資料の全文を閲覧、または入手することができます。

ただし、以下の点にご注意下さい。

- ・当日会場で部数の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。
- ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料を希望される場合にはコピー代を実費でいただきます。なお、カラー資料についてはホームページ等での閲覧は可能です。

ホームページ

会議で使用した資料は、ホームページで公開しております。アドレスは以下の通りです。

<http://www.yodoriver.org>



郵送

郵送による資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。(希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。)

ご希望の方は、別紙の「FAX送信票」にご記入のうえ、FAXまたは郵送で庶務までお申し込みください。

閲覧

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

別紙

淀川水系流域委員会
ご意見用 F A X 送信票

FAX:06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務宛
((株)三菱総合研究所 関西研究センター 桐山、森永、北林)

1. 淀川水系流域委員会へのご意見をご記入ください。

寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せてご記入いただきますよう、お願いいたします。

ご意見を公表する場合には、団体・会社名(または居住地)とお名前も公表いたしますので予めご了承ください。

2. 下記にご記入下さい。

ご記入いただいた個人情報については、上記の意見の公表および希望された方への案内状等の送付のみに使用させていただきます。

団体・会社名()

ご住所(〒)

TEL ()

E-Mail ()

お名前()

3. 淀川流域委員会では、一般の方を対象としたイベントを度々行っております。

案内状等の送付を希望されますか？

1. 希望する 2. 希望しない

別紙

淀川水系流域委員会傍聴申込
および資料請求用 F A X 送信票

FAX:06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務宛
((株)三菱総合研究所 関西研究センター 桐山、森永、北林)

1. 委員会または部会への傍聴を希望される方は、下記に希望する会議の名称と開催日をご記入下さい。
会議開催の4日前までに傍聴を受け付けた場合は「受付のお知らせ」ハガキをお送りします。
会議のお知らせは、「会議開催のお知らせ」のチラシ、ホームページ等を参照下さい。

| 開催日 例) 月 日 | 会議名 例) 第 回淀川部会 | | |
|---------------|-------------------|--|--|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

2. 委員会、部会等で提出された資料の郵送を希望される方は、各会議の説明資料一覧をニュースレター、ホームページ等で参照いただき、下記に送付を希望する資料の提出された会議名称、資料請求 Noと資料名、必要な部数をご記入下さい。

| 会議名称 例) 第6回淀川部会 | 資料請求 No 例) Y05-E | 資料名 例) 資料3-2 現状説明資料(淀川水系の京都府下7河川の漁業について) | 部数 例) 1 |
|--------------------|---------------------|---|------------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

3. 下記にご記入下さい。

必ず ~ 全てにご記入下さい。ご記入いただいた個人情報については、希望された方への案内状等の送付のみに使用させていただきます。

団体・会社名()

ご住所(〒)

TEL ()

E-mail ()

お名前(複数名での傍聴を申し込まれる場合には、全ての方のお名前をお書き下さい。)

4. 淀川流域委員会では、一般の方を対象としたイベントを度々行っております。

案内状等の送付を希望されますか？

1. 希望する 2. 希望しない

淀川水系流域委員会 琵琶湖部会ニュース No.15

2002年8月発行

【編集・発行】淀川水系流域委員会

【連絡先】淀川水系流域委員会 庶務

株式会社 三菱総合研究所 関西研究センター

.....
研究員：新田、柴崎、桐畑

事務担当：桐山、森永、北林

〒530-0003 大阪市北区堂島 2-2-2(近鉄堂島ビル7F)

TEL:(06)6341-5983 FAX:(06)6341-5984

E mail:k-kim@mri.co.jp

流域委員会ホームページアドレス

<http://www.yodoriver.org>

ニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局 / 淀川工事事務所 / 琵琶湖工事事務所 / 大戸川ダム工事事務所 / 淀川ダム統合管理事務所 / 猪名川工事事務所 / 猪名川総合開発工事事務所 / 木津川上流工事事務所 / 水資源開発公団 関西支社 / 滋賀県 土木交通部河港課 / 京都府 土木建築部河川課 / 大阪府 土木部河川室 / 兵庫県 土木部河川課 / 奈良県 土木部河川課 / 三重県 伊賀県民局 等

* ニュースレターは最新号、バックナンバーともに、ホームページでもご覧頂けます。